合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年九月二十九日
掲載頁　一九一頁（号外第二二三号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十七年十月八日
宮崎県日南市吾田東九丁目八番二〇号
（甲）株式会社ヤマトホンダ
代表取締役　菊池　希樹
宮崎県串間市大字北方七三六八番地一
（乙）有限会社ホンダ串間
代表取締役　橘　保男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十一月十日であり、株主総会の決議は、平成二十七年十月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年四月二十八日
掲載頁　一〇五頁（号外第九十八号）
平成二十七年十月八日
福岡県糟屋郡須恵町大字植木一四五〇番地
国分フードクリエイト九州株式会社
代表取締役　興梠　秀徳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億二千四百七十五万円、資本準備金の額を四億九千四百二十万円減少し、それぞれ一億円、四億三千五十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tozaiasset.jp/

平成二十七年十月八日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二〇号
東西アセット・マネジメント株式会社
代表取締役　網野　康彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年十月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年十一月末日までに開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年十月八日
新潟県新潟市中央区上近江一丁目七番一三号
株式会社シーキューブ
代表取締役　本川　勇次

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月八日
香川県高松市朝日新町一六番一四号
香川県教科図書株式会社
代表取締役　宮脇　範次

株式移転につき通知公告

当社は、株式会社高儀ホールディングス（住所新潟県三条市塚野目二三四一番地一）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

平成二十七年十月八日
新潟県三条市塚野目二三四一番地一
株式会社高儀
代表取締役　高橋　司

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市南区東蒔田町三番地一三、最後の住所神奈川県横浜市南区東蒔田町三番地一三―一〇九号
被相続人　亡　渡部　寛之

右被相続人は平成二十七年六月十日死亡し、その相続人は平成二十七年九月二十八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
千葉県浦安市高洲二丁目一番地三―七〇六号
相続財産管理人　髙橋ひろこ

平成二十七年十月八日
東京都渋谷区代々木一丁目三五番地、最後の住所東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目三一番七―五〇七号
被相続人　亡　野口　英壽

右被相続人は平成二十七年六月二十二日死亡し、その相続人は平成二十七年九月二十八日東京家庭裁判所家事第三部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
東京都渋谷区代々木四丁目四二番一七―八〇一号
相続財産管理人　日高　理恵

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市西区大野木四丁目七四番地一、最後の住所名古屋市西区大野木四丁目七四番地の一
被相続人　亡　丸山　裕之

右被相続人は平成二十七年六月二十三日死亡し、その相続人は平成二十七年九月三十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
名古屋市西区大野木四丁目七四番地の一
限定承認者　丸山　里美

限定承認公告

本籍大阪府豊中市東豊中町六丁目一七番、最後の住所大阪府豊中市東豊中町六丁目一七番五―六〇五号
被相続人　亡　北條　孝幸

右被相続人は平成二十六年十月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年九月二十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
大阪府豊中市東豊中町六丁目一七番五―六〇五号
限定承認者　北條　美恵

限定承認公告

本籍福岡市南区老司五丁目三五番、最後の住所福岡市南区老司五丁目三五番七号
被相続人　亡　森松　亘榮

右被相続人は平成二十七年六月十六日死亡し、その相続人は平成二十七年九月二十九日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
福岡市中央区赤坂一丁目七番五号
限定承認者東野正美
代理人弁護士　大原圭次郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億七千八百八十六万五千八百四十九円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年四月二十七日付官報の号外第九十七号八十九頁に掲載されています。

平成二十七年十月八日
東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階
ＡＰＦ２　ＰＧ特定目的会社
取締役　五十嵐メルビン

訂正公告

平成二十七年八月二十四日（号外第一九〇号）掲載の決算公告（枠組）中、「岐阜市柳ケ瀬通二丁目八番地」とあるは「名古屋市中村区名駅四丁目六番二三号」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年十月八日
名古屋市中村区名駅四丁目六番二三号
株式会社丸喜
代表取締役　後藤　斌夫

正誤

ページ	段	行	誤	正
五三	一	一～一二	行頭を一字下げる。	
〃	〃		平成二十七年七月二十九日外務省告示第二百七十一号（ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）	二六月二十六日　七月十日
〃	〃			八六月三十日　七月三十一日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　十月七日付特第二七号二ページ●同付政府調達第一八九号三二ページ●
◉付録　九月官報目録一六ページ
月八日付第二三一号六四ページ●同日付第二三二号五四ページ●同日七月二十八日付衆会第四〇号二四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）